

第 171 号 (2020 年 5 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ ソーシャル・イノベーションから見た中国防疫最前線
～新型コロナウイルスが技術開発の土台に、官民連携で更なる加速へ
MUFG バンク (中国) リサーチ&アドバイザー部 中国調査室 …………… 1

■ 経 済

- ◆ コロナ・ショック後の中国経済～回復しても「前年比」の伸びは低水準に
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング …………… 8

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国が「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する
公告」を公布し、対米追加関税の適用除外に申請できる商品の対象範囲を
さらに拡大した
KPMG 中国 …………… 13
- ◆ 法務：中国輸出管理法（草案）の最新改正動向と要点分析
北京市金杜法律事務所 …………… 16

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「ソーシャル・イノベーションからみた中国の防疫最前線

～新型コロナウイルスが技術開発の土台に、官民連携で更に加速へ～

- ◇新型コロナウイルスの感染拡大は、国民経済に多大なダメージを与えた一方で、「ミニプログラム」や「ビッグデータ」を活用したサービスなど、情報技術サービスを中心とした一部の分野で、イノベーションや市場規模の拡大のきっかけとなっている。
- ◇社会動向と利用者ニーズを密接に反映した生活関連アプリを展開する「ミニプログラム」や、地図アプリにビッグデータ機能を実装した「リアルタイム混雑識別サービス」など、スマホで得られる数々のアプリは、今回の感染拡大の中で防疫に有効な機能を発揮してきた。
- ◇「ミニプログラム」や「ビッグデータ」の応用が防疫に一役買ったのは、政府のみならず民間企業と個人一人ひとりが積極的に技術革新とその応用に参与したため、感染拡大は中国のソーシャル・イノベーションを促進する契機になったとも言える。

経 済 「コロナ・ショック後の中国経済～回復しても『前年比』の伸びは低水準に」

- ◇中国の GDP は「前年比」の値が注目されるのに対し、日米欧では「前期比」が重視される。「前年比」成長率はトレンドを示すのに対し、「前期比」成長率は足元の経済動向、直近の変化を示している。
- ◇中国の4-6月期以降の成長率について、1-3月期の GDP の「前年比」成長率がマイナスと想定した上で3つのケースを仮定。そのうち、4-6月期の「前期比」の経済の正常化に向けた回復ペースを中間とするメインシナリオで、2020年暦年の成長率を▲1.5%と見ている。
- ◇ただ、リーマン危機当時の米国と比べると、米国は危機前の GDP のピーク水準に回復するまで3年を要したのに対し、中国は10-12月期には危機前のピーク水準だった昨年10-12月期への回復を見込んでおり、回復のスピードは速い。これは中国の潜在成長率が当時の米国より高いからだが、中国の実際の回復ペースは欧米の経済動向に左右される輸出の影響を受けることに注意が必要。
- ◇なお、日米欧で「前期比」成長率が重視されるのは、今年見込まれる中国経済に見られる通り、経済の落ち込みや回復の動きがまず「前期比」に反映され、遅れて「前年比」に表れるため。中国でも「前期比」成長率を重視する認識が広まれば、統計が先進国の基準に一步近付くことになる。

スペシャリストの目

税務会計 「中国が『対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する公告』を公布し、対米追加関税の適用除外に申請できる商品の対象範囲をさらに拡大した

- ◇中国政府は、対米追加関税賦課について、2019年に2度に亘り適用除外の申請を受け付けてきたが、2019年12月の米中経済貿易協議の「第1段階」の合意署名とその後の正式締結を背景に、新たに適用除外に関する公告を公布した。(2号公告)
- ◇2号公告は、中国国内企業からの申請に基づき、関連要件を満たし、市場原理や商業主義に従い、米国から輸入された商品を対象とするが、今回は、適用除外を申請できる商品の対象範囲を拡大し、適用除外プロセスの最適化も図るもの。
- ◇新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、米国から商品を購入・輸入する企業にとって、コストダウンに繋がり、安心できる保証措置となるもので、企業は早急に調達計画を整理することが望まれる。

法務 「中国輸出管理法(草案)の最新改正動向と要点分析」

- ◇中国の輸出管理の基本法となる「中華人民共和国輸出管理法」(草案)が、商務部の主導の下、司法部や発展改革委員会など多くの機関が共同で作成され、現在、審議が進んでいる
- ◇草案では、輸出許可の発出の際の評価要素の一つとして「輸出事業者信用記録」を挙げており、今後制定が予想される輸出事業者信用等級制度と評定基準に注意を払うことが望まれる。
- ◇また、輸出管理内部コンプライアンス審査制度の確立が「奨励」から「義務」へ改正されており、「内部コンプライアンス審査制度の運用状況が良好で、重大な違法記録がない」基準を満たせば、輸出事業者は相応の輸出許可の円滑化措置が認められる。
- ◇草案は年内に公布・施行される可能性が比較的高いものと予想される。過渡期にある中、輸出事業者、関連業務に従事する国内外の企業は、可及的速やかに内部輸出コンプライアンス審査制度の確立とともに、効果的なコンプライアンスリスク防止措置の策定に着手することが望まれる。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2020年5月25日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



ソーシャル・イノベーションから見た中国防疫最前線 ～新型コロナウイルスが技術開発の土台に、官民連携で更なる加速へ

MUFG バンク（中国）
リサーチ&アドバイザー一部
中国調査室 李 博

中国では、3月中旬以降、新型コロナウイルスの新規感染者数が減少しており、4月14日現在では、原発型感染者数は40日間連続で2桁以内となっている。一方、海外では新規感染者数が拡大し続けており、上昇ピークはまだ見えていない状況である。こうした中、中国国内では、経済活動と生活秩序が徐々に回復し、外出や外食の人も増えている。

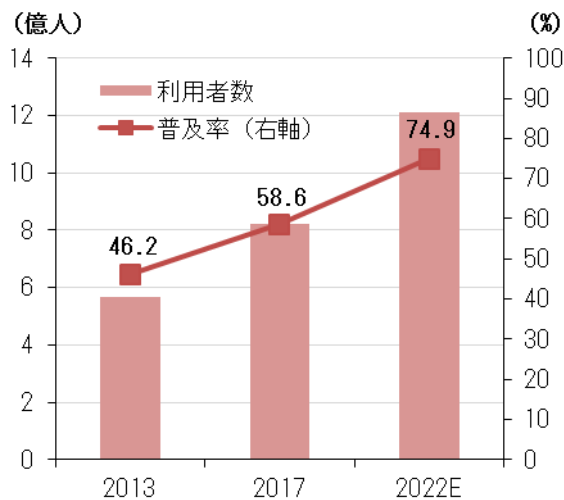
今回の疫病は国民経済に多大なダメージを与えたものの、とりわけ情報技術サービスを中心とした一部分野では、新型コロナウイルスが寧ろイノベーションや市場規模拡大のきっかけにもなり、中国の四字熟語である「因過得福（イン/ホウ/ドゥ/フウ、災いを転じて福と成す）」そのものである。本稿は、こういった「逆効果」が生じる代表分野ともいえる「ミニプログラム」（アプリ内で動くアプリ）と「ビッグデータによる混雑識別サービス」に焦点を当て、①これまでの市場概観、②防疫中に発揮した実力と評価、について分析する。

1. 新型コロナウイルスでミニプログラム時代の幕開けが前倒し

中国では近年、スマートフォンの普及や5Gをはじめとする情報インフラ整備の推進により、即時通信サービス（SNS）の利用者数が急増している（図表1、図表2、図表3）。その代表例として、IT大手テンセント（騰訊）社が運営している「ウィーチャット（微信）」と「QQ」がある。この中で、ウィーチャットの利用者数は1位で、第三者決済サービス「財付通」の利用者を加えると、その市場シェアは更に拡大する（図表4）。

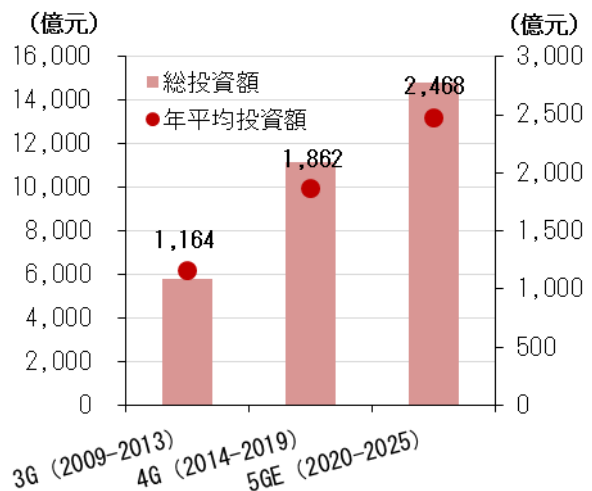
2017年にテンセントが業界初でミニプログラムを開発した。その土台となるプラットフォームがウィーチャットであるが故に、一般的には、「ウィーチャット・ミニプログラム（微信小程序）」とも呼ばれる。最近では、同業のアリババやバイトダンス（今日頭条）も開発を急いでいるが、ウィーチャットは既存利用者数の膨大さにより、他社と比べてなお優位性が大きい（図表5）。2019年6月時点のウィーチャット・ミニプログラム登録数は300万個を超え、同利用者数は11.6億人、DAU（Daily Active User）は3億人に達している。ミニプログラム専門調査会社のアラティン（阿拉丁）社は昨年12月、北京で2019年度第3回「世界ミニプログラム・エコシステム大会」を開催し、同社創業者の史文禄氏は、「ミニプログラムの時代が到来した」と宣言した。

【図表 1】スマートフォン利用者数と普及率の推移



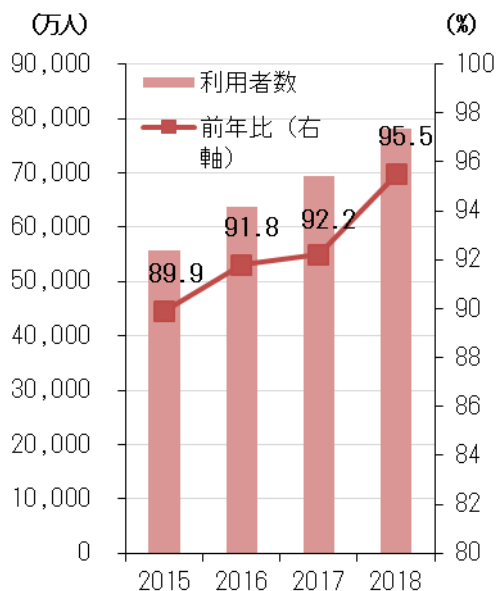
(出所) 中国工業情報化部より MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

【図表 2】3G-4G-5G インフラ向け投資額の比較



(出所) 中国工業情報化部より MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

【図表 3】即時通信サービス利用者数の推移



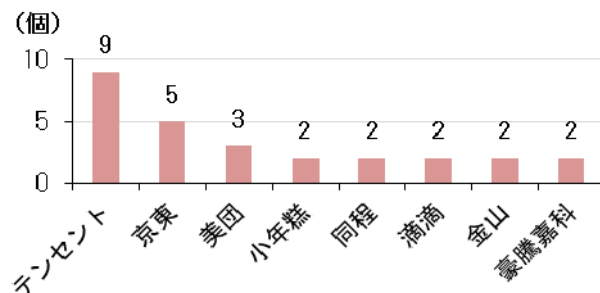
(出所) (株)アラティンより MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

【図表 4】モバイルインターネットアプリの月間 MAU トップ 5 (2020年3月)

| 順位 | アプリケーション | 分類 | Monthly Active User (万人) | 前月比 (%) |
|----|--------------|-----|--------------------------|---------|
| 1 | 微信 (ウィーチャット) | SNS | 99,116 | -1.97 |
| 2 | 支付宝 (アリペイ) | 金融 | 61,529 | 1.27 |
| 3 | QQ | SNS | 60,505 | 0.82 |
| 4 | 淘宝 (タオバオ) | EC | 40,551 | 4.58 |
| 5 | 百度 (バイトウ) | 検索 | 31,558 | -8.27 |

(出所) (株)アラティンより MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

【図表 5】ミニプログラム人気トップ 100 の会社別件数 (2020年3月)



(出所) (株)アラティンより MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

人気の秘密は社会動向と利用者ニーズとの密接さ

ミニプログラムの利用者数急増の原因は、今回の防疫時期でも現れたように、最新の社会動向と利用者ニーズと密接に合わせることにある(一部受動的に利用させられる部分もある)。既述したアラティン社が発表した『2020年3月期ミニプログラムインターネット発展研究報告』によると、新規感染者数が止まらない「疫病流行期」では、「感染者関連の最新情報」(図表 6)、「防疫に関する知識」、「健康状況申告/コミュニティ(社区)管理」、「マスク予約」関連ミニプログラムの人気上昇し、また、偽情報の拡散を防止するための「デマハンター」や、リアルタイムで当局の防疫体制と施策をチェックできる「政府疫病監督」も一時的に人気が高まっていた。

一方、3月に入ると、新規感染者数の減少と操業再開に伴い、ミニプログラムに対する関心分野(カテゴリ)は職場復帰に欠かせない「防疫期間中の移動経路証明(一定期間以内に居住都市から離れていないことを証明するもの)」、「健康碼(コード)」、「コミュニティ健康申告/管理」、「電子医療保険カード」に変化している(図表7、図表8)。このような変化からも、ミニプログラムに対するニーズは社会動態及び個人一人ひとりの状況と関連しており、その密接性が高いことがわかる。

【図表6】リアルタイムで感染者の位置情報が把握できる「疫小搜」



(出所)筆者スクリーンショット
注:左図の黄色のビックリマークが確定感染者、青色の円が利用者の位置情報を表す。右図は利用者の現在地と周辺にいる確定感染者との距離を表し、移動するとリストがリアルタイムに更新される。

【図表7】防疫期間中の移動経路証明



(出所)筆者スクリーンショット
注:同証明は中国三大キャリアのチャイナモバイル、チャイナユニコム、チャイナテレコムが各自利用者向けに発行するものであり、発行日までの2週間と1か月間の移動経路(都市名)がリストされる。

【図表8】人気ミニプログラムトップ100にランクインした「健康碼(健康コード)」(2020年3月)

| | | | | |
|----------|-------------|----------|-------|---------|
| 順位 | 9 | 14 | 16 | 20 |
| ミニプログラム名 | 掃碼抗疫情 | 国家政务服务平台 | 貴州健康碼 | 竜江健康碼 |
| 運営主体 | 広西チワン族自治区政府 | 国务院 | 貴州省政府 | 黒竜江省政府 |
| | | | | |
| 順位 | 26 | 28 | 43 | 68 |
| ミニプログラム名 | 天府健康通 | 雲南抗疫情 | 津門戰疫 | 西安市民一碼通 |
| 運営主体 | 四川省政府 | 雲南省政府 | 天津市政府 | 西安市政府 |
| | | | | |

(出所)(株)アラティンよりMUFGバンク(中国)中国調査室作成

煩雑な「ダウンロード → インストール」が不要で気軽にチョイス

ミニプログラムは、もともとウィーチャットエコシステム内で開発されたサブアプリケーションであり、利用者はウィーチャットを有すれば、ミニプログラムが使用できるようになる。そのプログラムサイズは一般的に10MB以下で、携帯容量にかかる負担が小さく、更に、サーバーに保存されている画像やビデオも含まれていないため、インストールする必要もない。上記のように、利用者が膨大な種類の中から、気軽に気になったものを選択でき、不要の場合も、ワンタッチで簡単に削除できる。また、導入口も豊富であり、ウィーチャットメイン画面の「検索」と「発見」以外に

も、「友人からシェア」、「付近のミニプログラムで自動表示」、「(店舗)公式アカウントの関連するミニプログラムから」といった入り口が用意されており、あらゆる利用シーンから呼び出せる利便性とアクセス性を兼ね備えている。このような利便性がある故に、3月以降に一部のショッピングモールではミニプログラムを活用した入店者数制限を実施し、入店者が店頭にあるQRコードをスキャンし、並ばずに入店できるようになっている。また、入店した顧客が新型コロナウイルスの感染者であることが判明した場合、即時に同期間の入店者に警報を発することもできる。

【図表 9】北京市内のショッピングモールで利用される入店者数制限用ミニプログラム



(出所)筆者撮影

低い開発コストの上の開発者助成、ファンド出資で更に活発化

一般的なアプリケーション (APP) の開発時には、端末または OS 毎の差異を考慮しなければならないことに対し、ミニプログラムはウィーチャットのような一つのプラットフォームがあれば動けるため、開発期間を大幅に短縮できる。また、更新毎に APP ストアでの承認も不要であり、メンテナンスも簡単である。これらのメリットは総じて開発コストの低減に繋がり、一概には言えないが、ミニプログラムの制作費用は一般の APP の半額程度で済むことになる¹。今回の疫病の影響で、テンセントはウィーチャットにおいて、「ミニプログラム防疫専用エリア」を新設し、審査時間を短縮した他、2億元規模の開発者向け助成基金を設立した。また、アリババも同様の取り組みを実施し、防疫向けミニプログラムをリリースした後に、MAU (Monthly Active User) が5万人以上の場合は5万元、省/直轄市/自治区政府に採用された場合は10万元、中央政府レベルで採用された場合は15万元の奨励金を支給するとしている。また、ミニプログラム関連の出資意欲も高揚し、アラティン社によると、3月に同社ミニプログラム関連出資のアドバイザーサービスの利用者数は2月の10倍にも上ったとしている。実際、3月26日に教育系ミニプログラム「班小二」は、プライベート・エクイティ・ファンドの「北塔資本」と「正念資本」から数百万円規模のエンジェル投資を受けたと発表し、また実店舗の販売促進を手掛けるミニプログラム「怡動小店」は100万元規模の資金調達に成功したと発表した。

上記のように、新型コロナウイルスは一時的に社会経済を停滞させ、また人々も外出自粛等、かつて経験したことがない「非常事態」を余儀なくされた一方、ミニプログラムの役割と利便性が最大限に発揮されて、ビジネス面だけではなく、社会的価値もますます認められるようになっている。こういった意味では、ミニプログラム時代の幕開けは確実に前倒しで到来したと言えよう。

II. ビッグデータによる混雑識別が集団感染リスク低減に大役

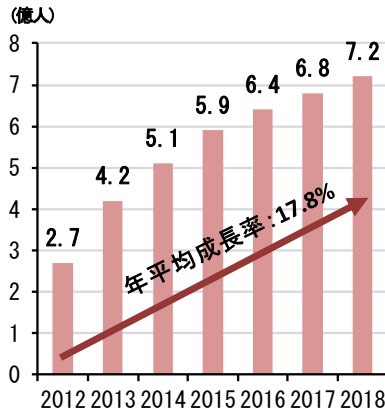
中国では最近、海外からの輸入型感染者が増えており、東北地域にある国境が一部閉鎖されるほど、まだまだ予断を許さない状況である。一方、中国国内の新規感染者数が継続的に減少していることを受け、多くの地方政府が外出自粛を緩和し、経済活動と生活秩序を回復しようとしている。こうした中、集団感染リスクを低減するよう外出先の混雑状況を事前に把握することが重要となり、バイドゥ (Baidu) や高德 (amap.com) が提供するリアルタイム混雑識別サービスが注目されている。

¹ <https://www.cbn.co.jp/archives/2249#3>

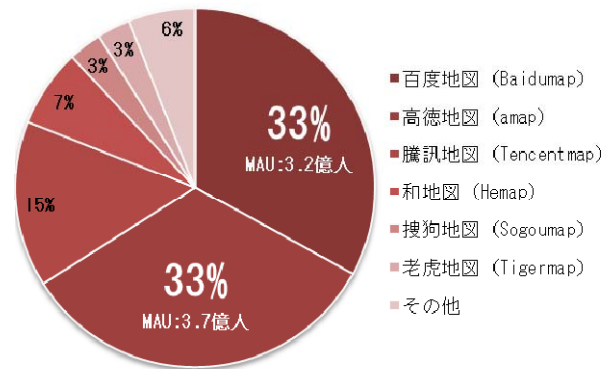
地図類アプリにビッグデータ機能を実装、混雑状況をリアルタイムで把握

中国では、スマートフォンの普及により、地図類アプリの利用者が増えている。産業調査機関の前瞻産業研究院の報告書によると、2018年末時点の利用者規模は7.2億人で、2012年と比べて2.7倍拡大し、年平均伸び率は17.8%に達している(図表10)。会社別市場シェアでは、前述したバイドゥと高德の市場シェアが全体の6割以上となっており、MAUは何れも3億人を突破し、市場での影響力が大きい(図表11)。

【図表10】地図類アプリ利用者数の推移



【図表11】地図類アプリ会社別市場シェア(2018年)

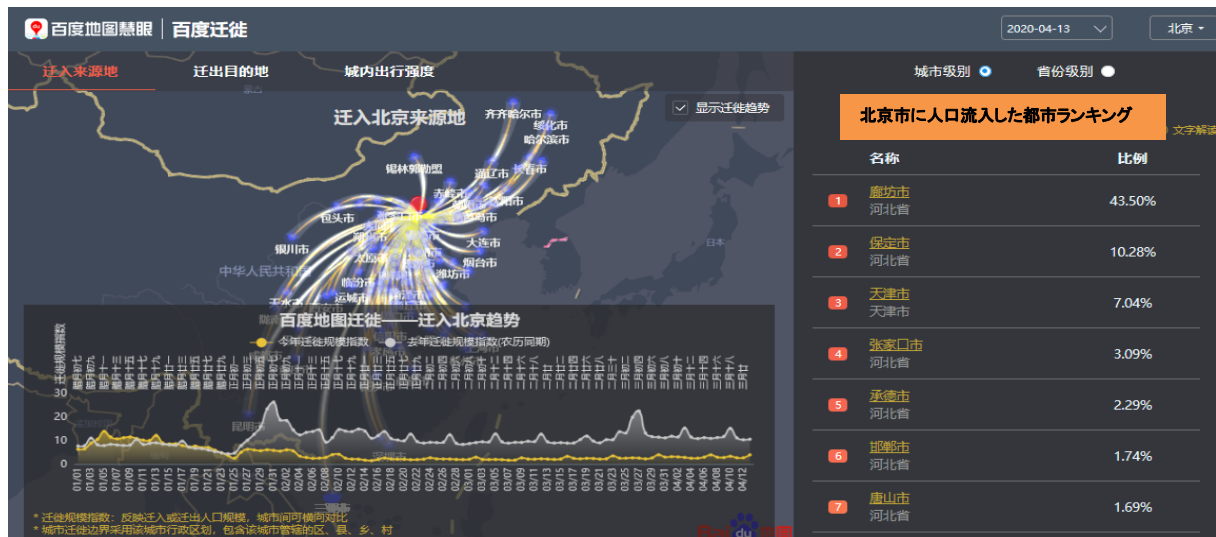


(出所) 前瞻産業研究院より MUFG バンク(中国) 中国調査室作成 (出所) 前瞻産業研究院より MUFG バンク(中国) 中国調査室作成

今回の新型コロナウイルスにより、バイドゥ地図が提供する「百度遷移」はリアルタイムで地域内の人口変動を表現することで注目を集め、また、同サービスの中に毎日更新する地域別「人口流入指数」、「人口流出指数」、「都市内人口移動強度趨勢」といった高頻度データは操業再開の評価ポイントとしても使用される(図表12)²。

【図表12】バイドゥ遷移人口移動指数(北京市、2020年4月13日)

a. バイドゥ人口流入指数



² その分析事例として、MUFG バンク(中国) 中国調査室発表の「高頻度データから見た中国の操業再開～新型コロナウイルス感染終息の兆しも全面的再開は道遠い」(MUFG バンク(中国) 経済週報 2020年4月8日第448期)がある。

b. バイドウ人口流出指数



(出所)筆者スクリーンショット

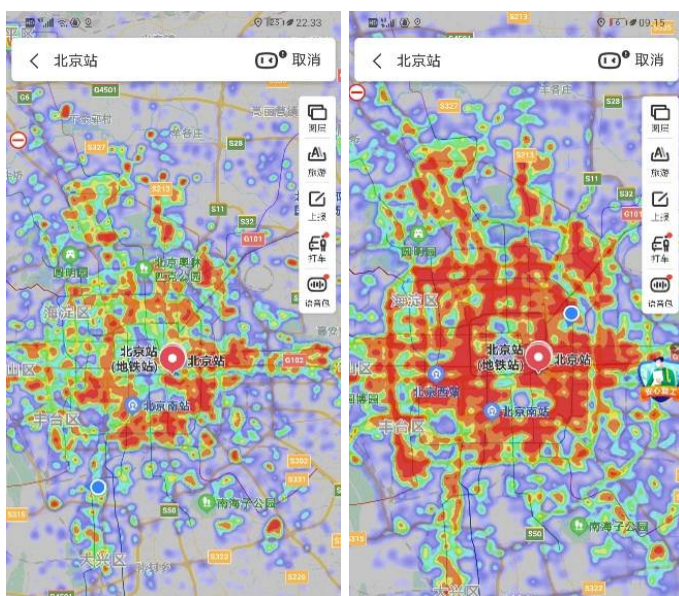
注:上図にある黄色ラインは2020年のデータ、灰色ラインは2019年のデータを表す。

ビッグデータの可視化によりユーザーエクスペリエンスが大幅改善

ビッグデータはもともとビジネス分析で多用されるものであり、その読み取りと分析も高度な技術が必要となる。一方、最近では、データの可視化により、その分析結果が一般者でも一目で分かるようになり、ユーザーエクスペリエンスが大幅に改善されている。その事例として、バイドウ地図にある熱力図オプションがある。同オプションはリアルタイムの外出者密度データをヒートマップ化し、色の濃さからその地域の外出者密度がわかるようになっている。図表13で示したように、同じ地域でも昼夜の外出者密度が異なっており、人々は外出者が集中する時間帯と場所への移動を控えることにより、濃密接触や集団感染のリスクが低減されるとみられる。他方、高德地図はメイン画面に地下鉄の混雑状況を表す「満員率」を加え、混雑時間帯での乗り控えを呼びかけている(図表14)。これらの取り組みは何れもビッグデータ技術により実現されたものであり、とりわけ外出や職場回帰が増える現在、集団感染リスク低減の面では大きな役割を果たしていると言えよう。

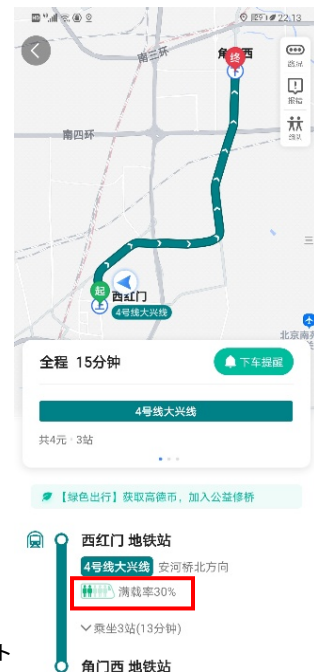
【図表13】バイドウ「ヒートマップ」(北京市)

【図表14】高德地図の地下鉄満員率を表す新機能



(出所)筆者スクリーンショット

注:左は2020年4月14日22時30分作成
右は2020年4月15日9時15分作成



(出所)筆者スクリーンショット

Ⅲ. まとめ

新型コロナウイルスは数多くの尊い命を奪い、甚大な経済的損失をもたらしている。しかし、今回の疫病の影響についてはポジティブな面もあり、上記のミニプログラムやビッグデータの応用事例のように、疫病による悪影響が逆に成長の好機となった分野もあり得る。これまでの中国での防疫の動向からもわかるように、政府だけではなく、民間企業と個人一人ひとりも積極的に技術革新とその応用に参与している。言い換えれば、今回の疫病は中国におけるソーシャル・イノベーションを促進するきっかけにもなっていると言える。また、このようなソーシャル・イノベーションは一時的なものではなく、今後における長期的な伝染病抑制制度、並びに国レベルの防災体制の構築に更なる役割を果たしていくと期待される。

(執筆者連絡先)

MUFG バンク（中国）有限公司

リサーチ&アドバイザー部

中国調査室 李 博

E-mail : li_bo@cn.mufg.jp

TEL : +86-(10)-6590-8888 (内線 307)



コロナ・ショック後の中国経済～回復しても「前年比」の伸びは低水準に

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 細尾忠生

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大が一服しつつある中国がどのような経済情勢をたどるのか。本稿はそのイメージを整理する。

執筆時点(3月下旬)の中国経済への関心は、経済活動がどの程度正常化したか、1~3月期のGDP成長率がどの程度落ち込むか、この二点に集まるが、いずれの論点も本誌が発行される頃には過去の話となり関心が持たれない。

そこで、本稿は、1~3月期のGDP成長率にいくつかのパターンを想定し、その上で、4~6月期以降の経済のパスを考察したい。

2. 先進国で重視される「前期比」

最初に、経済見通しを議論する際に用いられるテクニカルな論点を分かりやすく述べたい。GDPに関する「前期比」成長率と「前年比」成長率の関係である。

まず、「前期比」成長率とは、当該四半期のGDPとその一期前の四半期のGDPを比べた成長率を示し、たとえば、今年1~3月期のGDPの「前期比」成長率とは、その一期前の昨年10~12月期のGDPと比べた成長率である。

一国の経済には、景気の波とは別に季節的な変動があり、中国では旧正月を迎える1~3月期の経済活動はもともと他の四半期と比べ不活発でありGDPも小さい。このため、「前期比」成長率をそのまま計算すると、中国の1~3月期は常に「前期比」マイナス成長となり、それが単に季節性によるものか、それとも景気の勢いが落ちているのか判別できない。そこで、経済実態をなるべく正確に把握するために、GDPデータに「季節調整」と呼ばれる統計処理を行い、季節性を排除した上で「前期比」成長率を計算することが通常である(以下で「前期比」と示す際は季節調整値に基づく)。

また、この「前期比」成長率を年率換算(4乗)した「前期比・年率」の値が、日本、米国、欧州はじめ、主要国の経済状況をみる際の目安とされる基準である。たとえば、日本が昨年10~12月期に、消費税率引き上げ等を契機に-7.1%とマイナス成長に陥ったのは、「前期比・年率」の成長率を指す。あるいは、最近の新聞報道で、米国の金融機関が同国の4~6月期の成長率を20~30%の大幅マイナス成長と予測していることが報じられたが、これも、米国の「前期比・年率」の成長率を指している。

3. 中国は「前年比」が目安

一方、中国のGDPは「前年比」の値が注目される。

「前年比」成長率とは、当該四半期のGDPとその一年前の前年同期の四半期のGDPを比べた成長率であり、たとえば、今年1~3月期のGDPの「前年比」成長率とは、その一年前の昨年2019年1~3月期のGDPと比べた成長率である。

「前年比」成長率の値は、中国以外でも、インド、ロシアはじめ新興国で目安となる指標とされているケースが多い。

4. 「前期比」と「前年比」の関係

そこで次節では、中国経済の推移を議論する前提として、「前期比・年率」成長率と「前年比」成長率の関係を、簡単な例で整理したい。

図表1は架空の経済をモデルとして、最初の年をT年、翌年をT+1年として表し、出発点となるT年1~3月期のGDPを100兆円と仮定している。

GDPが図表1のように、每期10兆円ずつ増加し、翌T+1年の1~3月期に経済ショックが発生し、GDPがいったん大きく落ち込んだ後、順調に回復を続けるケースを考えてみたい。

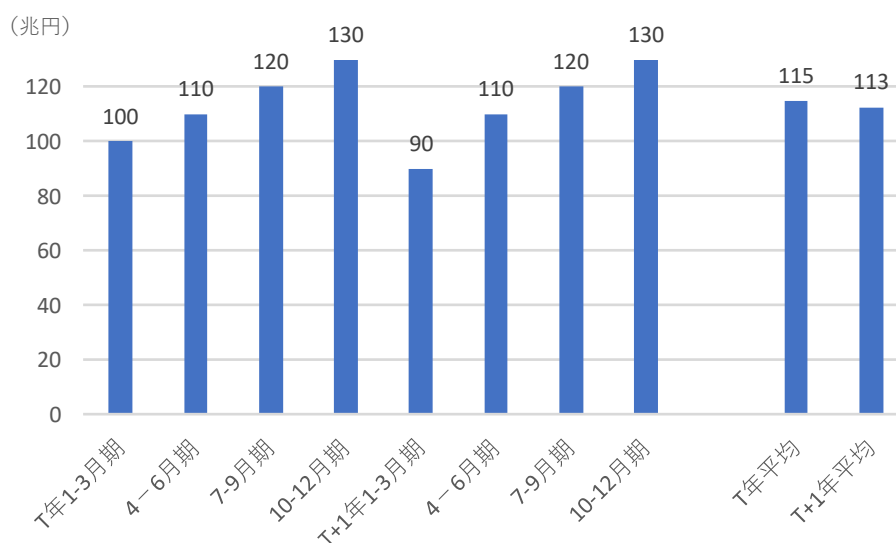
このケースの「前期比」成長率、「前期比・年率」成長率、「前年比」成長率を図表2にまとめた。

第一のポイントは、T+1年1~3月期の落ち込みが、「前年比」で見ると10%の減少だが、「前期比」や「前期比・年率」で見ると、大幅マイナス成長となることが分かる。

第二のポイントは、翌4~6月期以降に、経済が順調に回復すると、「前期比」、「前期比・年率」で高成長が続くが（図表2の赤枠内）、そのような高成長が続いても、「前年比」の成長率は低くみえる。

第三のポイントは、この事例が示すように、4~6月期以降に高成長が続いても、1~3月期の落ち込みが大きいいため、T+1年の年平均の成長率は、マイナス成長（図表2の右下-2.2%）にとどまることである。

図表1. GDPの例 (T年、T+1年)



図表2. GDPの例～前期比、前年比の関係～

| | 四半期 | | | | | | | | 年平均 | |
|----------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|---------|-----|------|
| | T年 | | | | T+1年 | | | | T年 | T+1年 |
| | 1~3月期 | 4~6月期 | 7~9月期 | 10~12月期 | 1~3月期 | 4~6月期 | 7~9月期 | 10~12月期 | | |
| GDP(兆円) | 100 | 110 | 120 | 130 | 90 | 110 | 120 | 130 | 115 | 113 |
| 前期比 (%) | - | 10.0 | 9.1 | 8.3 | -30.8 | 22.2 | 9.1 | 8.3 | - | - |
| 同・年率 (%) | - | 46.4 | 41.6 | 37.7 | -77.0 | 123.2 | 41.6 | 37.7 | - | - |
| 前年比 (%) | - | - | - | - | -10.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | - | -2.2 |

5. コロナ・ショック後の中国経済

ここからようやく本論になるが、新型コロナの感染拡大が一服した中国経済は、今後、どのような推移が見込まれるだろうか。

結論を先取りすれば、中国経済は4~6月期以降、力強い回復が見込まれる。コロナ・ショックによる経済の落ち込みは一時的なものにとどまり、消費や投資といった内需の成長トレンドは不変であること、1~3月期に控えられた消費や投資の一部が、ペントアップ需要として、4~6月期以降の経済を押し上げること、政策効果が期待できることの3つの要因による。

こうした楽観論は、程度の差こそあれ、大方の見方といえるのではないだろうか。ただし、注意すべき点がある。当社を含め金融機関等の専門家による中国経済予測の大半は、日本や米国経済の予測のように、様々なデータの相互依存関係を考慮した経済モデルに基づく精緻な分析がデータの制約によりできないため、主観的な決め打ちの要素を多分に含んでいることである。

前節の架空のGDPの例でみたとおり、1~3月期にGDPが大幅に落ち込むと、4~6月期以降に「前期比・年率」の成長率が急加速しても、「前年比」成長率は、あまり高まらないことが、簡単な計算により分かる。このため、4~6月期以降の中国経済の成長加速を、「前年比」成長率で表現することは現実的ではない。

特に、ほとんど注目されないが、中国国家统计局は、「前年比」成長率と同時に「前期比」成長率を公表しており、簡単な試算により両者の整合性をとることができる。そこで、整合性を考慮したうえで、今年の中国の成長率の推移の予測値をまとめたのが図表3である。

図表3では、本稿執筆時点で1~3月期の成長率が公表されていないため、同期のGDP成長率について3つのパターンを仮定した。すでに公表済みである1~2月分の小売売上高や固定資産投資などの基礎統計が前年比20%程度減少していたことや、3月も経済の落ち込みが続いたとみられることから、1~3月期のGDPの「前年比」成長率はマイナスになると想定し、マイナス幅について、ほぼゼロに近い小幅なマイナス成長、2ケタのマイナス成長、その中間と3つのケースを仮定した。

また、4~6月期の成長率について、経済の正常化に向けた回復ペースを、速い・遅い・中間と3つ仮定した。さらに、いずれのケースも、7~9月期以降は同じペースで回復すると仮定した。

図表3. 中国の2020年のGDPの予測 (2020年3月)

| 1~3月期 | | 4~6月期 | | | 7~9月期 | | 10~12月期 | | 暦年 |
|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|---------|------|------|
| 前期比年率 | 前年比 | 前期比年率 | 前年比 | 回復ペース | 前期比年率 | 前年比 | 前期比年率 | 前年比 | 前年比 |
| -45.0 | -10.0 | 68.3 | 0.9 | 速い | 7.7 | 1.4 | 7.6 | 1.7 | -1.4 |
| | | 42.5 | -3.2 | 中間 | | -2.7 | | -2.4 | -4.5 |
| | | 19.9 | -7.3 | 遅い | | -6.8 | | -6.5 | -7.6 |
| -31.9 | -5.0 | 41.9 | 2.1 | 速い | 7.7 | 2.5 | 7.6 | 2.9 | 0.7 |
| | | 26.7 | -0.8 | 中間 | | -0.3 | | 0.0 | -1.5 |
| | | 12.8 | -3.6 | 遅い | | -3.2 | | -2.9 | -3.7 |
| -16.5 | 0.0 | 18.8 | 2.7 | 速い | 7.7 | 3.2 | 7.6 | 3.5 | 2.4 |
| | | 12.3 | 1.3 | 中間 | | 1.7 | | 2.1 | 1.3 |
| | | 6.0 | -0.2 | 遅い | | 0.3 | | 0.6 | 0.2 |

当社メインシナリオ

(出所)中国国家统计局、予測値はMURC調査部

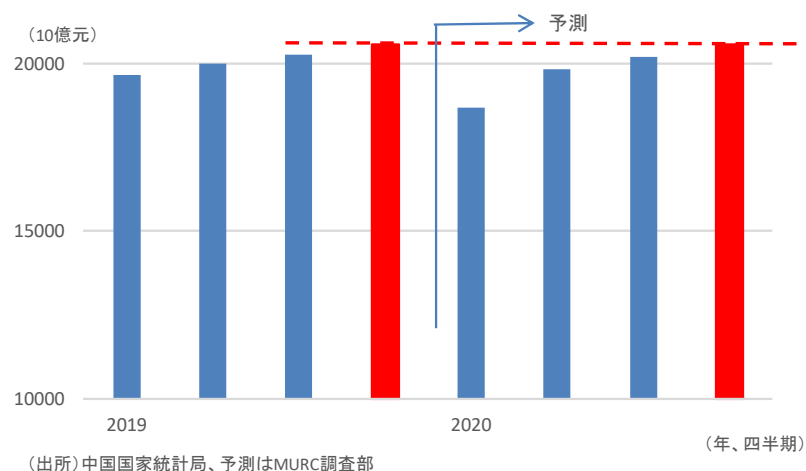
図表3では、各ケースでペースが異なるものの、「前期比」や「前期比・年率」では、いずれも4~6月期以降に急回復を見込んでいる。それでも、どのケースについても、「前年比」成長率はマイナスか小幅なプラスにとどまる。その結果、2020年暦年の成長率(図表3の右端の赤枠内)は、1~3月期の落ち込み次第でマイナス成長となる可能性もある。

なお、当社のメインシナリオは、図表3の中段・水色部分の数値を見込んでおり、暦年では1.5%のマイナス成長と予測した。

6. 危機前のピークの回復時期

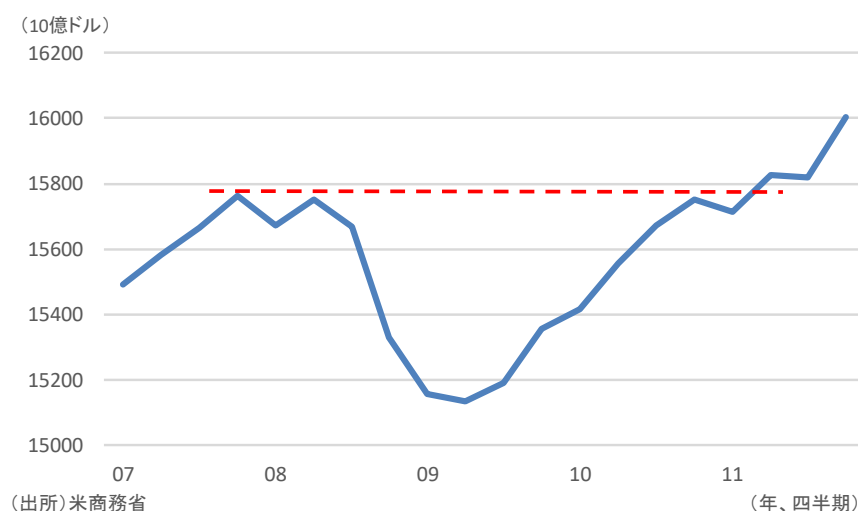
当社のメインシナリオは、暦年の成長率をマイナスと見込んでおり、一見すると弱い印象を受けるかもしれない。しかし、GDPの推移をみると、今年10~12月期には、危機前のピーク水準であった昨年10~12月期のGDP水準に回復することを見込んでいる(図表4)。

図表4. 中国の実質GDPの推移(2020年3月時点の予測)



経済が危機に直面し大きく落ち込んだ際には、危機前の水準への到達期間が回復スピードをみる目安とされる。たとえば、リーマン危機当時の米国は、GDPが危機前のピーク水準に回復するまで3年を要した(図表5)。これと比較して、当社予測による中国経済の回復の速さが理解できよう。

図表5. リーマン危機前後の米国の実質GDP



リーマン危機後の米国と、現在の中国の回復テンポに違いが生じるのは、潜在成長率が米国は2%程度であるのに対し、中国は6%程度とみられ、経済の成長トレンドが異なることによる。

中国の実際の回復ペースについては、消費や投資といった内需が好調を見込めるのに対し、輸出は欧米の経済動向に左右される。欧米経済の動向は、新型コロナ感染拡大の収束時期次第であり、そのことが輸出を通じて中国経済にも影響を与えることには注意が必要である。

7. 中国の経済モデル

本稿では、「前期比」と「前年比」というやや専門的な観点から中国の経済見通しを整理した。

中国国家统计局が、これまで公表してきた「前期比」成長率と「前年比」成長率は、実は整合性が取れた値であったことが確認できる。このため、仮に本稿で指摘した通り、今年の中国経済において、「前期比」成長率が加速し「前年比」成長率が低めにとどまる場合には、中国経済の回復を示すデータとして、今後「前期比」成長率が注目される可能性も考えられよう。

日米欧で「前期比」成長率が重視されるのは、本稿で取り上げた今年見込まれる中国経済に典型的にみられるとおり、経済の落ち込みや回復の動きは、まず「前期比」成長率に反映され、遅れて「前年比」成長率にあらわれるためである。言い換えれば、「前年比」成長率がトレンドを示すのに対し、「前期比」成長率は、足元の経済動向、直近の変化を示しているからにほかならない。

仮にそのような「前期比」成長率を重視する認識が中国でも広まれば、中国の経済動向も日米欧と同様に「前期比」成長率で議論されることになり、先進国の基準に一步近付くこととなる。大国となった中国にとって統計面で望まれる進化であるといえよう。

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



スペシャリストの目

税務会計: 中国が「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する公告」を公布し、対米追加関税の適用除外に申請できる商品の対象範囲をさらに拡大した

KPMG中国
華中地区日系企業サービス
徐潔 (Xu Jie)

中国政府は、米中貿易摩擦による影響をコントロールするため、2019年において、既に二回の追加関税適用除外の申請業務を実施してきた。その後、米中が2019年12月13日付けで経済貿易協定の「第1段階」と呼ばれる部分合意に署名し、次に2020年1月16日付けで関連協定を正式に締結したことを背景に、国务院関税税則委員会（「税委会」）は、2020年2月17日付けで「対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の展開に関する公告」（「2号公告」）を公布した。この2020年の2号公告によると、中国国内企業からの申請に基づき、関連要件を満たし、市場原理や商業主義に従い米国から輸入された商品に対し、一定期間において米国301措置に対抗するための追加賦課関税を賦課しないことを決定した。今回の除外業務は、既に行われた2回の除外業務を踏まえて、適用除外を申請できる商品の対象範囲を拡大し、さらに除外業務のプロセスの最適化を図った。現在、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、輸出入事業者は、特にこの新しい2号公告に注目すべきである。

政策概要

適格な申請者

- 適格な申請者は、米国から関連商品を購入・輸入するため契約を締結する予定のある中国国内企業である。
- これまでに2回行われた適用除外申請と異なり、今回の市場化調達除外の適格な申請者として、「契約を締結する予定のある」、「米国から関連商品を購入・輸入する」及び「中国国内企業」という要件を強調して、適格な申請者の対象範囲を更に限定し、業界協会、非輸入事業者などは適格な申請者に該当しない。

適用除外を申請できる商品の対象範囲

- 今回、適用除外を申請できる商品の範囲が拡大され、ロットに限らず、適用除外を申請できる商品の対象範囲を付属文書に列記し、列記された対象品目リスト以外の商品は追加除外商品として申請できる。また同時に、申請不要となる自動除外商品の対象範囲も明確にした。詳細は下表の通りである。

| 適用除外申請可能な商品リスト | 追加除外可能な商品 | 申請不要の自動除外商品 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 公布・実施され、かつ米国 301 措置に対抗するための追加賦課関税の賦課を停止或いは一時停止していない一部の商品 • 8 桁の HS コードである 696 品目の商品：大豆などの農産品、原油などのエネルギー製品、及びその他の一部の製品を含む | <ul style="list-style-type: none"> • 2 号公告の付属文書に列記された対象品目リスト以外の商品。例えば、動植物製品、食品、化学工業製品、紡績製品、鉄鋼製品、電気製品、機電製品、電子製品など | <ul style="list-style-type: none"> • 公布済及び承認後に今後公布される予定の輸入関税減免政策を適用した米国からの輸入商品 • エクスプレスデリバリーによる商品輸入 • 対米追加関税賦課商品除外リストに記載され、除外期間内にある商品 |

申請手続及び申請期間

- 財政部関税政策研究センターの公式ウェブサイト (<https://gszx.mof.gov.cn>) を通じて適用除外申請を行う。
- 除外申請システムは 2020 年 3 月 2 日より申請の受理を開始し、申請締切日はまだ定まっていない。

申請・記入要件

- リストに記載された商品について、企業は適用除外を申請する商品の HS コード、調達計画金額など適用除外申請情報を記入しなければならない。
- 追加除外を申請する商品について、上述の情報に加えて、追加関税の申請者への影響など必要な説明も加えなければならない。
- 既に 2 回実施された除外業務に比べて、今回の申請手続は著しく簡素化された。代替不可能性や業界への影響などに代わり調達計画金額を重点的に強調した。
- 申請結果。
- 国務院関税税則委員会が適用除外申請を審査し、申請結果は申請者に直接通知される。
- 審査・承認された関連商品の適用除外有効期間は承認日より 1 年とし、除外金額は輸入査定金額範囲内とされ、超過部分の適用除外は認められない。
- 輸入契約に明確に規定され、かつ数量上 10%以内 (10%を含む) の過不足商品も上述の除外措置に適用することを許容する。
- 今回、承認される前に既に追加賦課済みの関税税額は還付されないことを明確に定めた。

調達計画の実施

- 申請者は、適時に実際の取引情報をアップロードしなければならない。審査・承認された調達計画について、月別に達成していない部分は月末に自動的に失効となる。各月の調達計画金額を超えた部分は、所定の期間内に追加除外を申請し、国務院関税税則委員会の審査・承認を経て除外される。
- 申請者は、輸入の通関申告に先立ち、声明書を提出して、除外番号を受領しなければならない。また、当該番号を通関申告書に記入する必要がある。

KPMG の所見

米中が経済貿易協定の「第 1 段階」と呼ばれる部分合意に署名して以来、2 号公告の公布は、中国が米中貿易摩擦の解決に向けて継続的に行った努力の成果と言える。2 号公告の実施に伴い、米

国から商品を購入・輸入する企業の税負担が大幅に軽減されるため、企業のコストダウンに繋がり、企業の発展にとって有利となる。特に現在、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、2号公告は、多くの輸出入事業者にとって安心できる保障措置となるだろう。このため、輸入企業はこの機会に、今回の適用除外申請に対するニーズを十分に評価するとともに、下記の事項にも留意し、十分に準備されるよう推奨する。

- 今回、対米追加関税賦課商品の市場化調達適用除外業務の対象範囲は比較的広く、除外商品リストに記載された8桁のHSコードである696品目に加えて、リスト外の商品の追加除外も認められる。企業は、2号公告の除外商品リストと照らし合わせて、実際に輸入した追加関税賦課商品を整理し、リスト内とリスト外の商品を区別した上で、適用除外の申請範囲を想定し、適用除外を申請する予定の商品に対して調達の手配（調達数量計画、調達意向/協議取決め、調達時期など）をされるよう推奨する。
- 今回の除外業務は、申請者の対象範囲を限定した。このため、企業は、自社の輸出入業務に合わせて合理的に計画し、特に集団型企業にとって、輸入者リストを明確にして、適用除外業務の申請者を早期に確定する必要がある。
- 調達計画は今回の除外業務の基本要素の1つである。企業は、記入・申請や除外実施のいずれの段階においても、できる限り調達計画通りに調達活動を展開し、かつ関連データは月ごとに正確に作成しなければならない。除外業務の円滑な実施に向けて、企業は、早急に調達計画を整理して、合理的な調達計画を確定し、差異による除外限度額の浪費や、実際の輸入額が承認済限度額を超えた場合に必要となる追加申請作業を避けるよう推奨する。
- 今回の除外申請業務は、申請者を構成単位として認識し、審査結果の公表をせずに、申請者に直接通知する。政策上の「フリーライダー」がなくなったため、各企業は、自社の利益を確保するために自主的に除外申請業務を展開しなければならない。除外申請が承認された後、輸入商品は「除外番号」を用いた通関申告を経て追加関税免除を享受できる。このため、企業は、引き続き関連情報に注目するとともに社内の操作プロセスも見直す必要がある。
- 2号公告では、除外申請の最終日を定めていない、かつ追加申請もできるとしたため、今回の除外業務の長期化・常態化を十分に表している。関連企業は、政策のメリットを最大限に享受できるよう、自社の調達・輸入状況に応じて引き続き関連政策の展開及び実施状況を把握しながら、積極的に除外申請業務に対する準備を整え、かつ除外申請承認後の商品輸入関連手続の円滑な遂行を確保する必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染症問題は企業の経営に重大な影響を及ぼしている。今回の除外申請政策は適時に公布され、かつ直近に公布された商品寄付に関わる追加関税免除規定も加わり、中国政府が新型コロナウイルス感染症問題に打ち勝つ決心を鮮明に表している。これを背景に、企業は、この機会に適時に対策を検討し、感染問題の影響による勤務停止、生産停止、交通機関の運行停止など、企業へのマイナス影響を最大限に軽減する必要がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com



法務:中国輸出管理法(草案)の最新改正動向と要点分析

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

国際貿易・輸出管理をめぐる中国の法令に関し、現在、国内外の企業から最大の関心を寄せられているのが「中華人民共和国輸出管理法」ではないかと思われる。その立法作業は、昨年 12 月 28 日に第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 15 回会議において中華人民共和国輸出管理法(草案)(以下「草案」という)¹の第 1 回審議が行われ、それが公布される段階まで進んでいるが、この草案は、2017 年 6 月 16 日に商務部(MOFCOM)が公布した中華人民共和国輸出管理法(意見募集稿)(以下「意見募集稿」という)と比較して、条文数を 70 条から 48 条に削減する大幅なスリム化が図られた一方で、その構造、内容、立法技術等いずれにおいても大きく改められ、注目すべき点が多数存在する。意見募集稿の公布以降、筆者が責任者を務める金杜法律事務所輸出管理チームも常にその動向を注視し、深い関心をもってその研究に取り組んできたが、商務部産業安全輸出管理局の要請で 2020 年 1 月 8 日の輸出管理法(草案)立法検討会に参加する貴重な経験にも恵まれたことから、以下本稿において、これらも踏まえた草案の要点に関する若干の検討を行うとともに、私見を述べるものとした。

II 中国輸出管理体制の正式な立法段階入りの象徴

中国輸出管理法体系は、法律、行政法規、部門規則、主にこれら 3 種の法令により構成されている。法律に関し、対外貿易法は、中国が輸出管理を実施するための重要な法的基礎であり、また、税関法、刑法も、輸出の禁止・制限に法的な根拠を提供している。他方、その法体系の根幹に関し、1995 年 12 月 27 日に公布・施行された化学品監視管理条例を発端とする 6 つの輸出管理行政法規、部門規則もあり、これらにより、核、生物、化学、ミサイル、軍用品等の品目を網羅する輸出管理の法律制度体系が初期的に形成されている。しかし、輸出管理の分野には、これまで基本法というべき法令が存在しなかった。

そこで、輸出管理法治化の水準をさらに向上させるため、商務部による主導の下、「国務院 2016 年立法作業計画」に基づく意見募集稿の起草が進められ、その公布及び意見募集の後、さらに司法部が関係機関、地方政府、企業、業界団体に意見を求め、中央財經委員会弁公室、発展改革委員会など 55 の機関と共同して行った修正・補充を経て、現在の草案が形成された。この草案が審議に上程されたことの意味は深く、中国の輸出管理体制が正式に立法段階に入ったことを象徴している。

III 草案の重要な改正点

1. 適用範囲に関連する法律用語の外延の拡大

立法趣旨において、これまでの「国の安全及び発展利益の保護」が「国の安全及び利益の保護」に調整され、「利益」の前に位置していた「発展」の 2 文字が削除された(2 条:適用範囲)。これ

¹ 2019 年 12 月 28 日午後、同草案の全文が中国人民代表大会の公式サイトで公表され、2020 年 1 月 26 日まで意見募集が行われた。

により、アメリカの 2018 年輸出管理改革法案に定める「合衆国の国の安全の保護、外交政策の促進及びその他目的のため」との立法目的と比較して、中国の草案における「国の利益」の文言も、同じく極めて広範な適用範囲を有するものと考えられる。

また、草案は、輸出管理をめぐる法的な定義も変更し、規制品目を受ける国外の主体たる「外国の公民」を「外国の自然人」に改めた。通説によると、自然人は法人と相対する概念であるのに対し、公民は政治学、公法上の概念であって、特定国の国籍を有する自然人が公民と称される。公民は、そのすべてが自然人であるが、これに対し、自然人のすべてが特定国の公民であるとは限らない。それゆえ、この点の変更によって規制品目を受ける国外の主体の範囲が拡大され、当該外国の国籍を有する公民には限定されないものと考えられる。

2. 「禁輸」、「ブラックリスト」規制と国際的に実行されている手法との適合

草案 10 条は、「禁輸」制度を維持し、「国の輸出管理機関は、関連機関と共同して、関連する規制品目の輸出を禁止すること、又は関連する規制品目の特定の目的国、地区、特定の自然人、法人その他組織への輸出を禁止することができる」と定めている。また、意見募集稿のブラックリスト規制 (29 条) を整備するものとして、第 20 条に 1 つの項を追加し、規制リストに掲げられた主体との取引を禁止・制限するといったアメリカの輸出管理制度と類似する内容を定め、「輸出事業者が規制リストに掲げられた自然人、法人その他組織と取引を行った場合、国家輸出管理機関は、取引禁止、取引制限、関連規制品目輸出中止命令、輸出許可円滑化措置不適用等の必要な措置を講ずることができる」ものとした。

3. 旧「許可分類」と「許可要素」を統合して「許可基準」とした

意見募集稿で規定されている「許可分類」(21 条)と「許可要素」(22 条)を草案では統合吸収して「許可基準」(13 条)として規定している。そのうち、次の 2 つの評価要素が注目に値する。

(1) 輸出の種類に含まれる意味

旧「許可分類」で規定した「輸出の種類」は、規制品目の申請許可を審査するための要素の 1 つであった。今、この「輸出の種類」に含まれる意味には異なる解釈があり、1 つの観点は現行の税関の管理方法を参照して、一般貿易方式、一時出入国などの区分による輸出行為の種類と考えるもの、もう 1 つの観点は草案 45 条の関連規定 (すなわち、規制品目の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出あるいは税関特別管理区域や保税管理場所から国外への輸出) と結び付け、輸出管理分野特有の行為種類からより合理的に区分するものである。筆者は後者の観点に賛同しており、今後の輸出管理法あるいはその実施条例のなかでより一層明確にすることが期待される。

(2) 信用記録の重要な役割

草案は、「輸出事業者信用記録」をもって、輸出許可の発出に際し評価すべき要素の 1 つとした (13 条 2 項 7 号)。国内のその他の領域で行われた信用評価制度の経験から、今後の制定が予想される輸出事業者信用等級の区分制度と評定基準に重点的な注意を払うことが望まれる。また、各国の輸出管理法律体系には、締結した条約上の義務を国内法化した内容が存することに鑑みると、各国の税関の間で現在採用されている「国際 AEO 相互承認制度」² と類似する制度が各国の間に確立され、一部の国家間において又は一部の国際的な義務の履行について相互の承認が実現することにより、国際的な貿易、投資の安全性、効率性がさらに向上するのは可能である。

(3) 輸出管理内部コンプライアンス審査制度の確立、「奨励」から「義務」への改正

意見募集稿は、輸出管理内部コンプライアンス審査制度の確立を輸出事業者に奨励していただいていたのに対し (36 条)、今回の草案は、「奨励する」を「しなければならない」へと改め、

² AEO とは、認定事業者 (Authorized Economic Operator) のことである。

輸出管理内部コンプライアンス制度の確立が企業の法律上の義務となることを明確化した(14条)。このことから、中国においては、企業内部コンプライアンス体制の確立を極めて重視していることがわかる。次に、内部コンプライアンス体制の確立はまだ極めて不十分にとどまり、草案の改正後の内容に基づいて知りうることから、「内部コンプライアンス審査制度の運用状況が良好で、重大な違法の記録が存しない」との基準さえ満たせば、輸出事業者は、国家輸出管理機関により、その関連規制品目の輸出について相応の許可円滑化措置が認められうる。最後に、注意喚起を要する点として、現在のグローバル経済という背景の下、企業は、その内部における輸出管理コンプライアンス審査の展開が輸出管理コンプライアンスリスクの予防に不足する場合、自社の業務内容、サプライチェーンの手配に基づき、中国及び業務と関わる対象国・地区の輸出管理法規の要求と適合する総合的輸出管理コンプライアンスを含む内部統制体系を確立しなければならない。

4. 自主開示制度導入の提案

関連する統計データによると、2019年における第3四半期までの中国一般貿易輸出入額は4.8%増の13.64万億元、このうち輸出は8.7%増の7.3万億元に上り、また、輸出入記録のある企業数は同期比5.9%増の46.4万社に達したとのことである³。ますます増大する輸出、その数が膨大な輸出企業、これらの状況に直面して、国家輸出管理機関、税関等の関連機関による日常的な監督管理に依拠しているだけでは、全面的な規制という立法目的は実現困難となることが考えられる。それゆえ、税関の領域に導入され全面的に推進されている自主開示制度を参考に、国家輸出管理機関に自社の違法行為を自主的に報告し、その処分を受けた輸出事業者については、行政処罰法の関連規定に基づき軽罰又は減軽を行うほか、要件を充足する事業者には行政処罰を免除することが提案される。自主開示制度が導入されれば、政府の行政上の法律執行のリソースを大幅に節約しうだけでなく、輸出事業者が自社において確立した管理コンプライアンス内部統制体系に基づいて自社の違法行為を把握するにあたり、相応の処理の方法を提供しうる。

5. 法的責任

(1) 明確化を要する「違法売上額」の計算方法

各種輸出管理違法行為に対する罰則の変化からすると、草案は一般の意見募集稿よりも処罰を厳格化していることが容易に見て取ることができる。そのうち着目されるのは、輸出管理違法行為につき「違法売上額」を基準として処罰の程度を設定する5つの主要条文であるが、この「違法売上額」の計算方法が明らかにされていない。今後の輸出管理違法行為の処理にあたり解釈上の争いが生ずることを避けるため、現行の司法解釈、規範性文書の関連規定に基づき、将来の輸出管理法ないしその実施条例においてこの点を明確化することが望まれる。例えば、「違法売上額」とは、行為者(輸出事業者又は関連する主体)が輸出管理違法行為を実行する対象となる規制品目の価値をいうものと定義することが考えられる。

(2) 「信用受益、失墜被損」の十分な体现

中央銀行の最新統計データによると、現在、中国の信用情報システムには、9.9億の自然人、2591万の企業その他組織が記録されている⁴。近年の中国では、社会信用体系の確立が常時急速に展開され、信義誠実の確立が各領域で絶え間なく進み、「一罰失墜、全面制限」の共同懲戒の枠組みが徐々に呈示されている。今回の草案は、意見募集稿における「輸出事業者の行政処罰等の信用情報は、全国信用情報共有プラットフォームに記録しなければならない」との内容を維持するにとどまらず、国家輸出管理機関において違反企業からの輸出許可申請を不受理としうる期間を意

³ <https://weibo.com/ttarticle/p/show?id=2309404429853167321173> 参照。

⁴ http://www.xinhuanet.com/2019-06/15/c_1124626094.htm 参照。

見募集稿の「3年」から「5年」へと調整するものとした。さらに、「その直接責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、関連する輸出経営活動を行うことを5年以内において禁止することができ、輸出管理違法行為を理由として刑事罰を受けたときは、関連する輸出経営活動の実行を終身にわたり行ってはならない」（40条）ものと補充的に定め、これら修正後の関連規定には、「信用受益、失墜被損」という社会信用体系確立の目標が十分に体现されている。

6. 「再輸出」に対する修正意見

各国で構築されている輸出管理の法律制度を見渡してすぐにわかることは、「再輸出」が輸出管理分野に不可欠な重要概念の1つということである。例えば、アメリカの輸出管理条例（EAR）では規制品目の再輸出および De Minimis（デミニマス：米国原産品目の組入れ比率ルール）などにかかわる内容を明確に規定している。意見募集稿においても「再輸出」にかかわる内容を明確に規定していた。すなわち、「管理品目あるいは中華人民共和国の管理品目の価値が一定の比率で含まれる外国製品を、国外から他の国（地域）に輸出する際には、本法を適用する。前項で規定した価値比率と管理方法は、国务院あるいは中央軍事委員会が別途規定する」（64条）。しかし、今回の草案ではこの条文は削除され、草案45条に、「規制品目の国境通過、中継輸送、通し運送」と並列して「再輸出」の文言が残されただけである。

前述の変化について、現時点で主に次の2つの解釈があり、1) 今回の草案のアプローチは輸出管理法における「再輸出」の重要性を意図的に弱めるものと考えられ、将来的にも強化することにならない（再輸出制度に反対する一部の法曹の見解）、2) 「再輸出」という制度は非常に重要で、今回の草案の「再輸出」に対するアプローチは立法慣例と立法技術の体现であり、将来的に輸出管理法実施条例など下位の法令で「再輸出」規制をより詳細に規定するため（再輸出制度に賛成する一部の学者や研究者の見解）、立法の空間と余地を確保しておく、このような主張がなされている。

私見によると、輸出管理法は中国輸出規制の領域の基本法であり、「再輸出」は輸出管理法におけるかなり重要な規制として、中国の輸出管理法に導入すべきである。しかし、貿易円滑化の促進と輸出管理とのバランスを保つ必要もあり、「再輸出」規制が国内外の企業・エンティティ（Entity）の正常な貿易活動に与える影響も十分に重視すべきである。制度の合理性と適性を最大限に実現するために、「再輸出」の文言を草案45条1項から削除し、意見募集稿64条の内容を修正して（すなわち「規制品目又は」を削除）⁵ 45条2項として単独に定めるものとする、次のような規定となる。

第四十五条 拡散防止等の国際的な義務を履行するため、国の安全及び利益の保護に関わる商品規制品目の国境通過、中継輸送、通し輸送、再輸出又は保税区、輸出加工区などの税関特別管理区域、輸出管理倉庫、保税物流センターなどの保税管理場所から国外への輸出は、本法の関連規定に基づいて実行する。

（意見募集稿64条に定める「規制品目又は」を削除）中華人民共和国の規制品目を含む価値が一定の比率に達した外国製品は、国外からその他の国（地区）に輸出する場合には本法を適用する。当該価値の比率及び管理方法については、国务院又は中央軍事委員会が別途規定する。

IV 法律として正式に可決されるまでの過渡期に企業において行うべき準備

草案は、昨年に全人大常務委員会に上程され初回の審議が行われたため、現在の複雑な国際情勢

⁵ 意見募集稿64条

規制品目又は中華人民共和国の規制品目を含む価値が一定の比率に達した外国製品は、国外からその他の国（地区）に輸出する場合には本法を適用する。

前項に定める価値の比率及び管理方法については、国务院又は中央軍事委員会が別途規定する。

に鑑みると、さらなる審理、修正の過程を経なければならないとはいえ、今年内の公布・施行となる可能性が比較的高いと予想される。このような過渡期にある中、草案に定める輸出事業者及び関連業務に従事する国内外の企業においては、可及的速やかに草案の内容に照らし内部輸出コンプライアンス審査制度を確立するとともに、輸出管理と関わりうるコンプライアンスリスクの高度な危険の段階を詳細に調査して、効果的なリスク防止措置の策定に可及的速やかに着手することが提案される。また、欧米等の国外の企業が成功を収めた実務経験を総合的に観察すると、コンプライアンス内部統制体系の構築が輸出管理法的リスクを防止する最善の手段であり、主要なプロセスについては下図を参照されたい。



(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心北公樓東樓18階

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亚・上海・深圳・蘇州・海口・
 ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・
 ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコン
 バレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

| 拠 点 | 住 所 | 電 話 |
|---------|---|------------------|
| 北 京 支 店 | 北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 | 86-10-6590-8888 |
| 天 津 支 店 | 天津市南京路75号 天津国際大廈21階 | 86-22-2311-0088 |
| 大 連 支 店 | 大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 | 86-411-8360-6000 |
| 無 錫 支 店 | 無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階 | 86-510-8521-1818 |
| 上 海 支 店 | 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階 | 86-21-6888-1666 |
| 深 圳 支 店 | 深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階 | 86-755-8256-0808 |
| 広 州 支 店 | 広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 | 86-20-8550-6688 |
| 成 都 支 店 | 成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階 | 86-28-8671-7666 |
| 青 島 支 店 | 青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階 | 86-532-8092-9888 |
| 武 漢 支 店 | 湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室 | 86-27-8220-0888 |
| 瀋 陽 支 店 | 遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室 | 86-24-8398-7888 |
| 蘇 州 支 店 | 江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階 | 86-512-3333-3030 |
| 福 州 支 店 | 福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号 | 86-591-3810-3777 |
| 杭 州 支 店 | 浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号 | 86-571-8792-8080 |

三菱UFJ銀行

| | | |
|----------------------|--|-----------------------------------|
| 香 港 支 店 | 9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong | 852-2823-6666 |
| 台 北 支 店 高 雄 出 張 所 | 台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階 | 886-2-2514-0598 886-7-332-1881 |

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020年4月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。